

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

こうこうせい みせいねんしゃ しゅうにゅうへん
～高校生や未成年者の収入編



お知らせ



こうこうせい みせいねん こ
高校生や未成年のお子さん と
かぞく
そのご家族さま へ

お知らせ



せいかつ ほ ご しゅきゅう せたい おとな こうこうせい みせいねんしゃ しゅうにゅう え ばあい
生活保護を受給している世帯は、大人はもちろん、高校生や未成年者であっても、収入を得た場合

しゅうにゅう しんこく しゃかいふくしか ほうこく き せいかつ ほ ご しんせい
は、いかなる収入も申告(社会福祉課へ報告)しなければならない決まりがあります。生活保護の申請や

けつてい とき しんせいしゃ せたいぬし おや など たい せつめい みせいねん こ しゅうにゅう かん しんこく
決定の時に、申請者や世帯主(親ごさん等)に対して説明をし、未成年のお子さんの収入に関しても申告

ぎ む せつめい りょうかい みな ふりえき
をしなければならない義務があることは説明し、了解をしてもらっていますが、皆さんが不利益になら

さいどせいど せつめい
ないよう再度制度の説明をします。

わ えんりょ たんとう せいかつし えんかしょくいん といあわ
☆分からないことは、遠慮なく担当のケースワーカーや生活支援課職員へお問合せください。

がっこう きょか え がくぎょう ししょう はんい
☆アルバイトは学校の許可を得て、学業に支障がない範囲でおこないましょう！！

まず、いつから、どこでアルバイト(働く)するのかなどを報告してください。報告が必要な内容を書く用紙(雇用内容申告書)を提出してください。そして、お給料が出たら、速やかに給与明細(コピー可)をつけ、申告(収入申告書)をしてください。

※収入申告は、給与をもらう度に毎回提出する必要があります。

市役所では、世帯(ご家族)全員の収入を合計して、生活保護費の計算をしています。収入として認定する金額については、世帯の生活費として消費してもらわなければなりませんので、個人で得た収入であっても世帯(ご家族)の生活費として使用させてもらわなければならないのです。

さて、収入の認定方法ですが、未成年者の勤労収入に関しては、次のように認定されるので、給与が全額認定されるわけではありません。(成人の方の収入認定の方法とは異なります)

$$\text{①総支給額} - (\text{②基礎控除} + \text{③20歳未満控除} + \text{④実費控除}) = \text{⑤収入認定額}$$

①総支給額・・・支払先から税金などが天引きされる前の額で、交通費なども含んだもの

②基礎控除・・・総支給額の金額や世帯の中で他に就労している人がいると毎月異なりますが、必要経費として控除(収入として認定しない)されます。

③20歳未満控除・・・20歳未満の方が就労して得た収入から、月額11,600円が控除(収入として認定しない)されます。

④実費控除・・・社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費額が控除(収入として認定しない)されます。

⑤収入認定額・・・世帯の生活費として使用してもらいます。



また、高校生のアルバイト収入に限っては、次の④の場合や⑤の場合には、収入として認定しないことも可能です。

④生活保護費だけでは不足する高等学校の経費、学習塾費等、就学のために必要と判断される最小限度の額

⑤高校卒業後の大学等への進学(事前に必要な入学料等)や就労に資する経費(運転免許証の取得費等)※リーフレットあり

その他、大学等への進学をするに当たり、新生活の立ち上げ費用「進学・就職準備給付金」もありますので、是非活用してください。

※リーフレットあり

しかし、収入の申告をしない場合は、収入があるにもかかわらず、収入が無いものとして生活保護費を受給することすなわち、「不正受給」をしたと判断されることになります。

不正受給に対しては、法律違反として罰せられること(※1)もありますし、返還してもらう生活保護費は、黙って得ていた給与から基礎控除や未成年者控除分を除くことができませんので、給与のほとんど、若しくは得た収入以上の額を返還すること(※2)になり、みなさんが損をすることになるのです。ですから、未成年者の収入だからといって、働くことや給与をもらったことも必ず担当ケースワーカーに報告してください(※3)。

※1 法第85条 不正受給3年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※2 法第78条 費用の返還、返還すべき額に100分の40を加算

高校生のアルバイトは、学業に支障のない

範囲でお願いします。

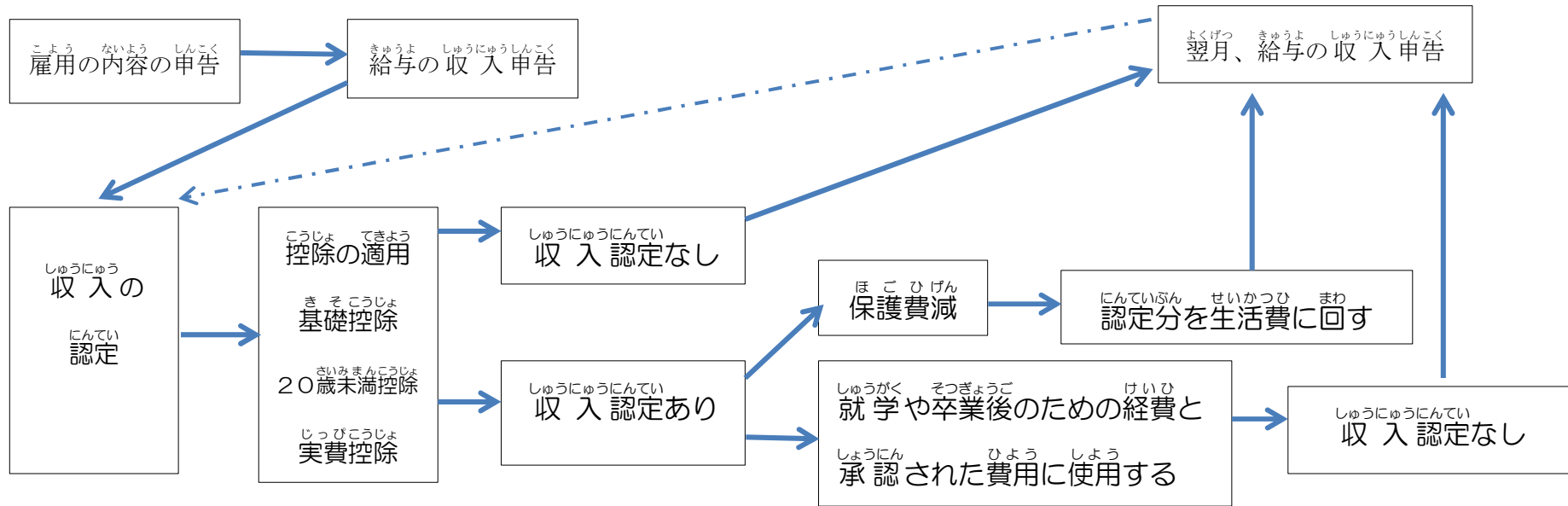
問合せ：佐倉市役所生活支援課保護班

TEL：043-484-6134

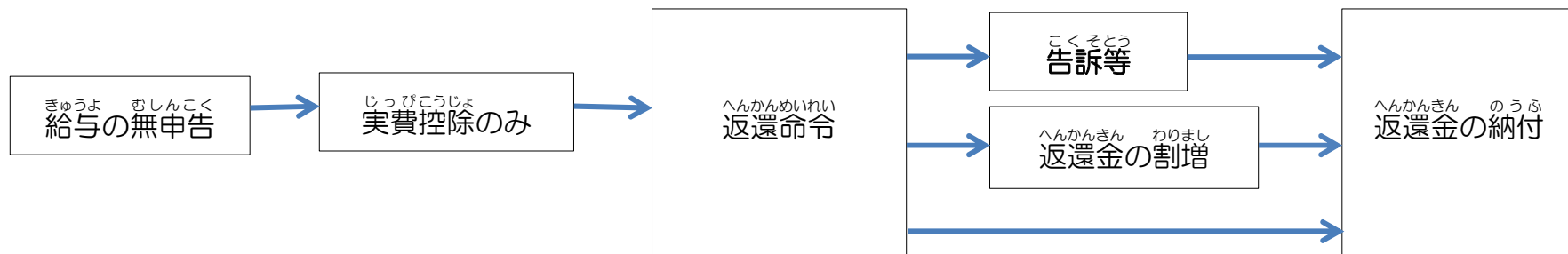


※3 法第61条 収入、生活等の変動についての届出の義務

◎ 収入をきちんと申告する場合



◎ 収入を申告しない場合



☆ 収入認定の例

例えば、未成年者のアルバイト収入30,000円が支給されたことを収入申告すると、いくらを世帯の生活費にするのかを計算することになります。交通費は2,500円、所得税などは引かれていないこととします。世帯の中で就労した収入を得ている人が1人として。 ※基礎控除は、金額と働いている人数により変動します

$$30,000\text{円 (アルバイト収入)} - 2,500\text{円 (交通費)} - 16,400\text{円 (基礎控除※)} = 11,600\text{円 (20歳未満控除)} = 0\text{円 (世帯の生活費としなければならない額)}$$

以上のように、30,000円であれば、収入認定する額は0円となります。30,000円を超えても、控除の分は、認定されません。また、認定する分を大学の入学料にするという目的に使用するのであれば、入学料を支払うまでは認定を保留しておくことも可能です。

しかし、申告をしない場合には、実費控除（交通費等）しか控除できませんので、30,000円を申告しない場合には、交通費の2,500円を引いた27,500円を返還することとなってしまいます。

このことから、保護受給中の収入については、受領後速やかに、自ら申告していただくようお願いします。



高校生のアルバイトは、学業に支障のない範囲でお願いします。

問合せ：佐倉市役所生活支援課保護班

TEL : 043-484-6134 (直通)

